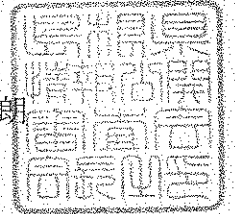


情公審第37号
平成22年11月30日

島 根 県 知 事 様

島根県情報公開審査会
会長 藤田達朗



島根県情報公開条例における請求権者の範囲について（答申）

島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号）第22条第1項第2号の規定に基づいて、島根県知事より平成22年10月14日付け総第1439号で諮問のあった標記事案についての、当審査会の意見は下記のとおりです。

記

国及び他県等における近時の情報公開制度の整備状況に鑑み、公開請求権者の範囲について制限を撤廃し、ぜひ「何人」に対しても請求権を認めるよう改正すべきである。